

宮城県	栃木県	千葉県	茨城県	群馬県
【市町村長会議】 第1～4回：H24.10～H25.11 第5回：H26.1.20 → 詳細調査候補地を3カ所提示 石巻市・仙南・大崎の4圏域で試験焼却を終了。→石巻：本格焼却終了。黒川：焼却減量を完了。仙南・大崎：本格焼却実施中。 第6回：H26.7.25 → 右原環境大臣が出席し、詳細調査の実施について改めて依頼 第7回（県主催）：H26.8.4 → 県知事が県内市町村長の総意として詳細調査受入れを表明 H26.8より3カ所の詳細調査候補地で詳細調査を開始。現地調査は、加美町の反対活動により実施できず。 （H27年再調査） H27.4.5、5.29、10.13 県民向けフォーラム H27.10～11（2回） 有識者を交えた加美町との意見交換会 第8回：H27.12.13 → 詳細調査に関するこれまでの経緯の説明等及び意見交換 第9回：H28.3.19 → 指定廃棄物の再測定結果、環境省の考え方を説明 H28.4.15 県内で一定の方向性が出るまで現地調査を見合わせることを県から要望 第10回（県主催）：H28.5.27 → 県が8,000Bq/kg以下の廃棄物（指定廃棄物を除く）の測定を実施する方針を了承 第11回（県主催）：H28.11.3 → 指定廃棄物以外の測定結果の公表。県が8,000Bq/kg以下の廃棄物（指定廃棄物を除く）の処理方針案を提示 第12回（県主催）：H28.12.27 → 県処理方針について県、市、町、村の賛同が得られず再議論することが決定 第13回（県主催）：H29.6.18 → 県が日圏域内の汚染廃棄物は日圏域内で処理する等の新たな処理方針案を提示 第14回（県主催）：H29.7.15 → 前回会議の提示案で合意	【市町村長会議】 第1～3回：H25.4～H25.8 第4回：H25.12.24 → 選定手法確定 H26.7.30 → 詳細調査候補地を1カ所提示 しんがわでんりやめい（塩谷町寺島入） 第5～6回：H26.7～H26.11 H27.5.14、6.22、9.13 県民向けフォーラム H27.10.14 塩谷町寺島入の豪雨影響調査 H27.12.7 塩谷町長が調査候補地の返上を宣言 第7回：H28.5.23 → 指定廃棄物の再測定を決定 第8回：H28.10.17 → 再測定結果の公表。今後の進め方の提示 H29.3.30 一時保管型の意向 確認 結果を公表 【保管農家の負担軽減策関係市町村長会議】 第1回：H29.7.10 → 負担軽減策の方針案を提示 第2回：H30.11.26 → 再測定を含む各市町の集約化に向けた取組に合意 H31.3.19 再測定結果の公表 第3回：R2.6.2 → 今後の進め方を確認 R3.6.2 暫定集約に係る那須塩原市への協力要請（R3.10.22 同市において農家保管の指定廃棄物の搬出作業開始。R5.3に暫定集約作業完了） R4.3.24 那須町が暫定保管場所決定 R4.4.13 日光市が暫定保管場所決定 （R4.9に暫定集約作業完了） R5.5.15 大田原市が暫定保管場所決定	【市町村長会議】 第1～3回：H25.4～H26.1 第4回：H26.4.17 → 選定手法確定 H27.4.24 → 詳細調査候補地を1カ所提示（東京電力千葉火力発電所の土地の一部〔千葉市中央区〕） H27.5.20、6.2 千葉市議会全員協議会 H27.6.8、6.10 千葉市議会・市長から再協議の申入れ H27.6.29、7.7、13、20、8.7 千葉市の自治会長や住民を対面して説明 H27.12.14 再協議申入れへの回答 H28.6.28 千葉市から指定取消しの中出 H28.7.22 千葉市の指定廃棄物を指定取消し 引き続き、詳細調査の働きかけ等を実施。	【市町村長会議】 第1回：H25.4.12 第2回：H25.6.27 第3回：H25.12.25 第4回：H27.1.28 【一時保管市町村長会議】 第1回：H27.4.6 第2回：H28.2.4 →現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定 H29.3.31 県内の指定廃棄物等の再測定を実施し、結果を公表	【市町村長会議】 第1回：H25.4.19 第2回：H25.7. 第3回：H28.12.26 →現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定

環境省作成

福島県以外で一時保管がひっ迫している県（宮城県・栃木県・千葉県・茨城県・群馬県）については、各県の市町村長会議での議論等を踏まえ、放射能濃度測定等の現状把握を行いながら、各県それぞれの状況を踏まえた対応が進められています。

宮城県、栃木県及び千葉県については、有識者会議や各県の市町村長会議での議論を経て確定した選定手法に基づき、宮城県は2014年1月、栃木県は2014年7月及び千葉県は2015年4月にそれぞれ詳細調査の候補地を公表いたしました。しかしながら、その後、地元の御理解が得られず、詳細調査の実施には至っておりません。

そうした中、宮城県においては、県の主導のもと各市町が8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理に取り組むこととしたことを受け、環境省はこれを財政的・技術的に支援しています。その一環として、2018年3月から4圏域（石巻、黒川、仙南、大崎）で汚染廃棄物の試験焼却が順次開始され、2019年7月までに終了しました。2023年9月末時点で、石巻圏域及び黒川圏域では本格焼却などにより処理が終了し、仙南圏域及び大崎圏域では本格焼却を実施しています。

また、栃木県においては、長期管理施設を整備するという方針は堅持しつつ、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、2018年11月、国から栃木県及び農林業系指定廃棄物を保管している市町に対し、市町単位での暫定的な減容化・集約化の方針を提案し、合意が得られました。また、2020年6月には、暫定保管場所の選定の考え方を取りまとめ、可能な限り速やかに暫定保管場所の選定が行われるよう、県や市町村と連携して取り組むことを確認しました。2021年6月には、環境省から那須塩原市に、農家保管の農業系指定廃棄物に係る暫定集約及び8,000Bq/kg以下となったものについて、指定解除を経た上での処分などの協力を要請しました。環境省では、同年10月から2023年3月にかけて保管農家の敷地から暫定保管場所への指定廃棄物の搬出作業を行い、同市では搬出された指定廃棄物のうち、8,000Bq/kg以下に減衰した農業系指定廃棄物について指定解除の手続きを経て、他の一般廃棄物と混焼するなどの取組が行われました。そのほか、日光市では暫定保管場所への搬出作業が完了し、また、那須町、大田原市では暫定保管場所が決定するなど、関係市町において取組が進められています。

千葉県においても、長期管理施設の詳細調査の実施について、地元の御理解を得る努力を継続しているところ です。

茨城県については2016年2月、群馬県については2016年12月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針が決定しました。両県ではこの方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、8,000Bq/kg以下になった指定廃棄物については、段階的に既存の処分場等で処理することとされています。

本資料への収録日：2016年3月31日

改訂日：2024年3月31日